

社会福祉法人ジェイエー長野会の居宅介護支援サービスについて(重要事項説明書)

1、事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所あぐり
所在地	長野県下伊那郡高森町吉田 481-1
事業者指定番号	2072501634
事業所長・連絡先	松尾 弘文 0265-48-6688
サービス提供地域	松川町・高森町・喬木村・豊丘村

2、事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名配置する（主任介護支援専門員）
介護支援専門員	常勤の介護支援専門員を 3 名以上置く。但し、利用者の数 44 名、又はその端数を増すごとに 1 名とする。
事務担当職員	1 名

3、営業時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30	: ~ :	: ~ :

(注) 1、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12/30~1/3)は休業日となります。

2、時間外・休業日は転送電話による(24 時間)緊急対応をします。

緊急連絡先 0265-48-6688

4、サービス利用料及び利用者負担

- ① 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。(但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日各管轄の市町村窓口に提出しますと、負担割合以外の料金の払い戻しを受けられます。)
- ② 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

5、当社のサービスの方針等

- ① 事業所は、要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。又利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。適切な保健医療サービス及び、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮致します。
- ② 当事業者の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に偏ることのない様、公正中立に行ないます。(前 6 か月間に作成された居宅サービス計画に占める事業所の割合について別紙あり)
- ③ 事業の実施にあたっては、市町村・老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の

開催を通じて実施状況の把握に努めます。

- ④ 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。（ターミナルケアマネジメント）

6. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所お客様相談コーナー (介護相談センター)	電話番号	0265-48-6688
	FAX番号	0265-48-0380
	相談員（責任者）	松尾 弘文
	対応時間	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

○公的機関においては、次の機関にて苦情申し出等が出来ます。

国保連合会 市町村介護保険相談窓口	電話番号	026-238-1550
各町村窓口	・松川町 (0265-36-3111) ・高森町 (0265-35-3111) ・喬木村 (0265-33-2001) ・豊丘村 (0265-35-3311)	

7. 事故発生時の対応

- ①事業所は、利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また事故の状況及び、事故に際してとった処置を記録します。
- ② 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ※ ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、その旨を当事業所に連絡をいただき、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を医療機関に伝えていただきますようお願いいたします。

9. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため指針を整備し、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選任 責任者 松尾 弘文
- ② 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底

を図ります。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. ハラスメント対策

① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

② 利用者及びその家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を毎月1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. サービスの休止・中止

災害発生時・警報発令時・感染症まん延対策時、等にサービス事業者の対応に基づき、サービスを休止・中止する場合があります。ケアマネジャーのモニタリング訪問についても休止させていただく場合があります。

① 自然災害等（台風、大雨、洪水等）

② 交通災害等（道路の破損、工事等）

③ 感染症に対して、国または県から緊急事態宣言及びそれに準ずる警報が発令され、自宅訪問を控える必要があると各事業所が判断した場合。

14. 研修実習生の受け入れ

事業所は、長野県介護支援専門員資質向上事業実施要項第5条イに規定される長野県介護支援専門員実務研修「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の実習Ⅱについて、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」）に「長野県介護支援専門員研修実習協力事業所登録要綱」によって実習協力事業所として登録しています。県社協より実習受け入れ事業所として、調整、決定された場合、要綱に定められた員数の実習生を受け入れております。

① 実習受け入れ責任者 所長 松尾 弘文

② 実習受け入れ担当者 松尾 弘文

15. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人ジェイエー長野会
代 表 者	理事長 上原 孝義
事業所所在地 電 話 番 号	長野県長野市大字南長野北石堂 1177 番地 3 電話 026-223-0533 FAX 026-223-2225
業務の概要	1、居宅介護支援事業 2、居宅介護サービス事業 【訪問介護・居宅介護（障害）・福祉用具貸与事業・地域密着事業】
事 業 数	福祉事業所数 ・特別養護老人ホーム 1 ・通所介護事業所 1 ・居宅介護支援事業所 2 ・ヘルパーステーション 2 ・指定居宅介護事業所 1 ・高齢者生活支援 1 ・福祉用具貸与事業所 1 ・地域密着型事業所 3

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び契約内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。この証として本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとします。

事業者 居宅介護支援事業所あぐり
事業所 長野県下伊那郡高森町吉田 481-1
所 長 松尾 弘文 印
説明者 居宅介護支援事業所あぐり
氏名 印

私は、契約書及び契約内容説明書及び重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意したことを確認します。

(利用者) 住所 : _____

氏名 : _____ 印

(利用者家族) 住所 : _____

氏名 : _____ 印

(代理人) 住所 : _____

氏名 : _____ 印